監査公表第７号
令和２年６月８日

呉市監査委員
奥　野　　彰
沖　本　恭　治
岩　原　　昇

令和元年度出資団体監査の結果報告について

地方自治法第199条第７項の規定による出資団体監査を次のとおり執行しましたので，監査の結果に関する報告を同条第９項の規定により別紙のとおり公表します。

１　監査の対象団体及び範囲

(1) 対象団体（所管課）

公益財団法人蘭島文化振興財団（文化振興課）
一般財団法人野呂山観光開発公社（観光振興課）
一般財団法人倉橋まちづくり公社（観光振興課）

(2) 範囲

令和元年度の出納その他の事務（ただし，必要と認めた平成30年度の事務を含む。）

２　監査の方法

監査は，当該団体から提出を求めた監査資料に基づき，関係諸帳簿類等を抽出により検査したほか，関係者から説明を聴くなどの方法により，出納その他の事務の執行が法令，定款，各種規程等に適合し，適正に行われているか，また，出資目的に沿った事業運営が行われているかを主眼として実施した。

出 資 団 体 監 査 の 結 果

1　監査の対象団体及び範囲

（１）対象団体（所管課）

公益財団法人蘭島文化振興財団（文化振興課）

（２）範　囲

令和元年度の出納その他の事務（ただし，必要と認めた平成30年度の事務を含む。）

2　監査の期間

令和２年１月16日から１月17日まで

3　業務の概要

公益財団法人蘭島文化振興財団は，地域文化の振興を目指した諸事業を行うとともに，地域文化に関する教育普及活動の推進を図り，もって市民の文化振興と地域社会の健全な発展に寄与することを目的として，平成14年９月30日に設立されたものであり，基本財産57,954,876円のうち，呉市が50,000,000円出資している。

運営については，事業収入及び施設収入並びに市受託収入等で行われている。

主な業務内容は，蘭島閣美術館，松濤園等の各施設における芸術文化振興事業，昆虫の家における自然環境保全啓発事業等である。

当年度は，「朝鮮通信使－江戸時代の国際交流－」，「日展日本画の華　佐藤太清と児玉希望，奥田元宋」等の特別展，美術館の中でクラッシック音楽を鑑賞する「蘭島閣ギャラリーコンサート」，江戸時代に朝鮮通信使が立ち寄った史実をもとにした「朝鮮通信使再現行列」，小中学校の児童生徒を対象にした「ふれあい昆虫教室」，小学校に出向いての「ミニコンサート」等の各種事業を行っている。

また，公の施設の指定管理者として，蘭島文化振興施設（蘭島閣美術館・蘭島閣美術館別館・白雪楼・松濤園・昆虫の家「頑愚庵」・三之瀬御本陣芸術文化館・春蘭荘・松籟亭・煎茶室）の管理等の業務を行っている（指定期間は，平成27年４月１日から令和２年３月31日まで）。

4　監査の結果

事業運営は出資目的に沿って行われており，事務の処理状況はおおむね適正と認めた。

出 資 団 体 監 査 の 結 果

1　監査の対象団体及び範囲

（１）対象団体（所管課）

一般財団法人野呂山観光開発公社（観光振興課）

（２）範　囲

令和元年度の出納その他の事務（ただし，必要と認めた平成30年度の事務を含む。）

2　監査の期間

令和２年１月20日

3　業務の概要

一般財団法人野呂山観光開発公社は，野呂山の景勝地，休養地及び観光地に関し，市民の福利厚生のため調査を行い，これらの普及，発展，開発及び利用の促進を図り，呉市の伸展及び公共の福祉の増進に寄与することを目的として，昭和43年４月30日に設立されたものであり，基本財産500万円は，呉市が全額出資している。

運営については，呉市及び広島県からの受託収入，施設収入，事業収入等をもって行われている。

主な業務内容は，呉市から受託した国民宿舎及び野営場等の管理運営事業，国立公園野呂山の利用開発に関する事業等である。

当年度は，「野呂山山開き」及び「呉元気ワクわくフェスティバル」等のイベントを開催し，施設等の利用促進を図っている。

また，公の施設の指定管理者として，国民宿舎野呂高原ロッジ，野呂山交流施設（野呂山ビジターセンター及び野呂山レストハウス），川尻筆づくり資料館及び野呂山セントラルロッジの管理等の業務を行っている（指定期間は，平成31年４月１日から令和６年３月31日まで）。

4　監査の結果

改善又は検討を要望する事項は次のとおりである。

公益法人会計基準では，貸借対照表には全ての資産を明瞭に表示することとなっているにもかかわらず，平成30年度決算において売店材料等の在庫を棚卸資産として表示していなかった。

ついては，公益法人会計基準に基づき，適正な会計処理をされたい。

出 資 団 体 監 査 の 結 果

1　監査の対象団体及び範囲

（1）対象団体（所管課）

一般財団法人倉橋まちづくり公社（観光振興課）

（2）範　囲

令和元年度の出納その他の事務（ただし，必要と認めた平成30年度の事務を含む。）

2　監査の期間

令和２年１月21日

3　業務の概要

一般財団法人倉橋まちづくり公社は，倉橋の歴史及び文化の調査研究等を通して瀬戸内の伝統文化の伝承及び創造に役立つ人材を養成するとともに，地域資源を活かした健康増進事業及び地域産業振興事業等を通して住民の福祉の向上及び産業活性化を促進し，個性ある倉橋のまちづくりに寄与することを目的として，平成11年３月31日に設立されたものであり，基本財産5,000万円は，呉市が全額出資している。

運営については，料金収入，販売収入，呉市からの受託金収入及び指定管理料等をもって行われている。

主な業務内容は，瀬戸内の万葉集に関する資料及び遣唐使船を中心とした木造船に関する資料の収集・保存・公開事業，地域産業の振興に関する事業，住民の健康づくりに関する事業，公共関連施設の管理・運営事業等である。

当年度は，スイミングスクールなどを開催し，健康増進及び水泳の競技力向上を図り，また，温泉館の利用者向けサービスとして「倉橋かきプラン」及び「忘・新年宴会プラン」などを企画し，顧客の誘致を図っている。

また，公の施設の指定管理者として，くらはし桂浜温泉館，くらはし産業館万葉の里，倉橋農産加工センター，倉橋歴史民俗資料館，長門の造船歴史館，倉橋テニス場，倉橋グラウンド，倉橋体育館及びくらはし温水プール（ウィングくらはし）の管理等の業務を行っている（指定期間は，平成27年４月１日から令和２年３月31日まで）。

4　監査の結果

改善又は検討を要望する事項は次のとおりである。

（１）一般財団法人倉橋まちづくり公社定款において，「理事長は，毎事業年度に４箇月を超える間隔で２回以上，自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。」と規定しているが，１事業年度分をまとめて１回しか報告していなかった。

前回の監査において，改善又は検討を要望したことを受けて，年１回は報告されていたものの，当該定款に定められたとおり報告が行われていなかった。

ついては，当該定款どおり実施されたい。

（２）前回の監査において，改善又は検討を要望していたにもかかわらず，一般財団法人倉橋まちづくり公社財務規程で理事長が別に定めるとされている勘定科目が，定められていなかった。

ついては，当該財務規程を遵守されたい。

監査公表第８号
令和２年６月８日

呉市監査委員
奥　野　　彰
沖　本　恭　治
岩　原　　昇

令和元年度公の施設の指定管理者監査の結果報告について

地方自治法第199条第７項の規定による公の施設の指定管理者監査を次のとおり執行しましたので，監査の結果に関する報告を同条第９項の規定により別紙のとおり公表します。

１　監査の対象団体，施設，所管課及び範囲

対象団体	岳心コーポレーション	大和ミュージアム・入船山記念館運営グループ
施　　設	グリーンヒル郷原	海事歴史科学館 入船山記念館
所 管 課	農林水産課	海事歴史科学館学芸課
範　　囲	令和元年度の公の施設の管理に係る出納その他の事務 （ただし，必要と認めた平成30年度の事務を含む。）	

２　監査の方法

監査は，当該団体から提出を求めた関係諸帳簿類等を抽出により検査したほか，関係者から説明を聴くなどの方法により，指定管理に係る事務の執行が基本協定書，年度協定書，事業計画書等に適合し，適正に行われているかを主眼として実施した。

公の施設の指定管理者監査の結果

1　監査の対象団体，施設及び範囲

（１）対象団体

岳心コーポレーション

（２）施設（所管課）

グリーンヒル郷原（農林水産課）

（３）範　囲

令和元年度の公の施設の管理に係る出納その他の事務（ただし，必要と認めた平成30年度の事務を含む。）

2　監査の期間

令和２年１月22日

3　業務の概要

グリーンヒル郷原は，自然の中で行う宿泊研修，野外活動，体験農業等を通じて市民の健全な心身の育成を図り，並びに農作物に関する研究及び農業技術等の指導を通じて農業振興に寄与するための施設として設置されている。

岳心コーポレーションは，地方自治法第244条の２第３項に規定する公の施設の指定管理者として，当該施設の管理運営等の業務を行っている。

なお，現在の指定期間は，平成28年４月１日から令和３年３月31日までとなっている。

4　監査の結果

事業運営は，基本協定書，年度協定書，事業計画書等に沿って行われており，事務の処理状況はおおむね適正と認めた。

公の施設の指定管理者監査の結果

1　監査の対象団体，施設及び範囲

（1）対象団体

大和ミュージアム・入船山記念館運営グループ

（2）施設（所管課）

海事歴史科学館及び入船山記念館（海事歴史科学館学芸課）

（3）範　囲

令和元年度の公の施設の管理に係る出納その他の事務（ただし，必要と認めた平成30年度の事務を含む。）

2　監査の期間

令和２年１月22日から１月23日まで

3　業務の概要

海事歴史科学館は，明治以降の日本の近現代史の縮図ともいえる呉の歴史及びその近代化の礎となった各種の科学技術を紹介することにより住民が歴史への理解を深め，科学技術への興味と関心を高め，平和の大切さについて考えるとともに，学習の場及び住民交流の場を提供することにより地域の教育及び文化の向上並びに観光の振興に寄与することを目的として，また，入船山記念館は，本市の歴史的記念物，資料等の保存を図るとともに，郷土文化の向上に資するための施設として設置されている。

大和ミュージアム・入船山記念館運営グループは，地方自治法第244条の２第３項に規定する公の施設の指定管理者として，当該施設の管理運営等の業務を行っている。

なお，現在の指定期間は，平成29年４月１日から令和４年３月31日までとなっている。

4　監査の結果

事業運営は，基本協定書，年度協定書，事業計画書等に沿って行われており，事務の処理状況はおおむね適正と認めた。